

コンテンツの流通・利用のための著作権の単純化

Simplification of Copyrights for Contents Distribution and Utilization

児玉晴男†

Haruo Kodama

1. まえがき

ユビキタスネットワーク環境におけるコンテンツの流通・利用は、コンテンツと情報システムが一体化し、暗号技術によって保護されたコンテンツ形態が想定できる。ここで、デジタル著作権保護 (Digital Rights Management : DRM) がいわれるが、この著作権の対象が明確ではないし、そもそも著作権を copyright と置き換えるだけでよいわけではない。その権利は、コンテンツがグローバルに伝達 (送信) される環境の中で明確にしておく必要がある。

このような環境において、著作権法の単純化 (①著作権法制の全体的な「構造」の単純化, ②「権利」に関する規定の単純化, ③「権利制限」に関する規定の単純化, ④「契約」に関する規定の見直し, ⑤特定の著作物等のみを対象とした規定の見直し¹⁾) の検討は位置づけられよう。

わが国の著作権処理が対象にする権利は、分割された著作権の支分権になる。著作権の支分権は、それぞれの権利が独立して譲渡の対象になることからいえば、当然のことかもしれない。しかし、当初、著作権の支分権を分割して譲渡しえなかったことがあった。本稿は、著作権の支分権があたかも拡散しているように見える中で、コンテンツの流通・利用を効率的に機能させていくうえで重要な著作権の単純化²⁾ について検討する。

2. わが国の著作権の構造

わが国の作者の権利 (author's right) は、著作人人格権 (moral right) と著作権 (copyright) から構成される。

著作人人格権は、公表権 (著作権法 18 条)、氏名表示権 (同法 19 条)、同一性保持権 (同法 20 条) の三つからなる。また、著作隣接権者の実演家の権利には限定された実演家人格権が認められる (実演及びレコードに関する世界的所有権機関条約 5 条, 著作権法 90 条の 2)。著作権は、支分権、すなわち複製権 (同法 21 条)、上演権及び演奏権 (同法 22 条)、上映権 (同法 22 条の 2)、公衆送信権等 (同法 23 条)、口述権 (同法 24 条)、展示権 (同法 25 条)、頒布権 (同法 26 条)、譲渡権 (同法 26 条の 2)、貸与権 (同法 26 条の 3)、翻訳権、翻案権等 (同法 27 条)、二次的著作物の利用に関する原作者の権利 (同法 28 条) からなる (表 1)。

2.1 著作者における著作権の構造

著作権は、その支分権が分節化し、発散の傾向にある。

(1) 複製権と公衆送信権

インターネットによるコンテンツの流通・利用において、複製権と公衆送信権 (送信可能化権) が主としてとりあげられる。その中で、公衆送信権が単独でとりあげられることがある。公衆送信の対象物に焦点をあわせれば、公衆送信の要素には対象物の複製の要素が含まれよう。

(2) 頒布権と譲渡権

著作権の支分権の中の譲渡権 (著作権法 26 条の 2 第 1 項) は、書籍などの物の流通には譲渡権の適用が除外される。譲渡権の対象には映画の著作物が除かれている。それは、映画の著作物には、譲渡権とは別に、頒布権が規定されているからである。ここで、家庭用テレビゲーム機用ソフトウェアを映画の著作物とし、消尽が適用されない頒布権を認容したうえで、次のような判断がなされている。すなわち、頒布権のうち譲渡に関する権利は、その目的を達成したものとし、消尽すると結論づける (最一判平 14.4.25 民集 56 巻 4 号 808 頁。)。ここでは、頒布という要素の中に、譲渡という要素を内包させている。そして、頒布と譲渡の対象物の伝達 (送信) には、複製の要素を含むことになる。

(3) 編曲権

管理曲が他人の著作権を侵害する場合の日本音楽著作権協会 (JASLAC) の責任に関して、編曲権が中心に議論されている (東京地判平 15.12.26 判時 1847 号 70 頁。)。ここで、編曲という要素には、編曲の対象物である曲の複製という要素が前提にある。

(4) 輸入権

著作権の支分権の条項とは別に、輸入権 (著作権法 113 条 5 項) が新たに加えられている。この輸入の対象は、複製 (物) になる。

(5) 公共貸与権

公共貸与権は、貸与権の公共的な使用の側面から付与される権利であり、公共図書館における利用という著作権の制限において認められる著作権の支分権になる。この公共貸与の要素にも、貸与の要素と同様、複製の要素を含む。

(6) 複製権と出版権

著作権の支分権の条項とは別に、出版権が規定されている。出版という要素は、複製の一形態である。

ここに、複製という要素は、コンテンツの流通・利用に関する著作権の支分権の単純化の観点を与えよう。

2.2 著作隣接権者における著作権の構造

著作権の支分権は、著作隣接権において選択的に適用される (表 1)。その選択的な適用は、著作権の支分権の関係を複雑化する。

† 独立行政法人 メディア教育開発センター, National Institute of Multimedia Education, NIME

表1 著作者と著作隣接権者の権利

著作者の権利 (著作権)	著作隣接権者の権利 (財産的権利)			
	実演家	レコード製作者	放送事業者	有線放送事業者
複製権 上演権 演奏権 上映権 公衆送信権 (放送権, 有線放送権, 自動公衆送信権) 伝達権 口述権 展示権 頒布権 譲渡権 貸与権 二次的著作物の作成に関する権利 (翻訳権, 編曲権, 変形権, 翻案権) 二次的著作物の利用に関する権利	録音権及び録画権 放送権及び有線放送権 送信可能化権 放送のための固定放送のための固定物等による放送 商業用レコードの二次使用 譲渡権 貸与権等	複製権 送信可能化権 商業用レコードの二次使用 譲渡権 貸与権等	複製権 再放送権及び有線放送権 送信可能化権 テレビジョン放送の伝達権	複製権 放送権及び再有線放送権 送信可能化権 有線テレビジョン放送の伝達権

3. 著作権の単純化

著作者の権利として著作者人格権と著作権との規定をもつ国においても、著作権の構造に差異がある。著作権がcopyrightと翻訳されるにしても、法理の差異、すなわち有形的な媒体への固定および著作者人格権との関係から一対一に対応づけられるものではない。

3.1 日欧米の著作権の構造

オーストリア、ドイツにおける著作者の権利の財産的な構成要素 (著作物を有形的形式への複製, 発行, 公に講演, 公に送信, 翻案, 翻訳物である著作物の複製および送信等) は利用権とよばれる。すなわち、許諾によって利用者に与えられる権利は利用する権利である。そして、フランス著作権法 122 の 1 条は、財産権を著作者に属する利用権とし、上演・演奏権及び複製権を包含するとする。

アメリカ連邦著作権法 102 条は著作権の対象を著作物、編集著作物、二次的著作物等としている。そして、著作物は、著作物が最初にコピーまたはレコードに固定される時 (有形的な媒体への固定) に創作される。編集著作物は、全体として著作者が作成した創作的著作物を構成する方法で既存の素材またはデータを選択し、整理しまたは配列し、これらを収集し編成して作られた著作物をいう。また、二次的著作物は、翻訳、編曲、映画化等、またはその他著作物を改作し、変形もしくは翻案した形式のように、一以上の既存の著作物を基礎とする著作物をいう。

表2 著作権の支分権のカテゴリー

著作物の複製に関する権利	複製権 [出版権]
著作物の送信に関する権利	上演権 演奏権 上映権 公衆送信権 (放送権, 有線放送権, 自動公衆送信権) 伝達権 口述権 展示権 頒布権 譲渡権 貸与権 輸入権 [公共貸与権]
著作物の派生に関する権利	二次的著作物の作成に関する権利 (翻訳権, 編曲権, 変形権, 翻案権) 二次的著作物の利用に関する権利

欧米の著作権は、著作物が創作者から利用者へ伝達 (送信) され、新たに著作物が創作されていく知的創造の循環プロセスの中で形を変える構造に対応づけられていよう。この観点は、わが国の著作権の支分権についても適合する。ここで、著作権の基本的な概念が著作権制度の制定された当時にすでに出そろっていたという仮定に立てば、わが国の著作権の支分権は、複製権を起点にして著作物が伝達し

拡散していく形態に沿って形成されているみなし、著作物の複製 (reproduction)、著作物の伝達 (transmission)、著作物の派生 (derivative) に3分類されよう (表2参照)。

これは、著作権がたとえ支分権ごとに別々に譲渡の対象になるとしても、著作権の一つの体系の中で複製権が起点になり、各支分権の背面で複製権と連結しているとみなすものである。

3.2 日中韓の著作権の構造

わが国の総務省は、東アジアブロードバンドの構想を打ち上げている。また、日本、中国、韓国の3カ国は、商品に取り付ける電子荷札「ICタグ (RFID (Radio Frequency Identification) タグ)」の規格を統一することで合意している。現在、公共交通機関の表示には、中国語と韓国語が英語とともに併記されている。それら表示は、付されることだけで機能しよう。ところが、日本、中国、韓国の3カ国間の情報基盤や情報規格の統一において、それら相互の言語による併記で解決することにはならない。しかも、日本における情報ネットワーク環境の社会的枠組みでさえ、未整備といわざるをえない状況にある。

ここに、この情報基盤や情報規格の統一化において、情報技術に関する研究開発をすすめるだけではなく、東アジアにおけるユビキタスネットワーク環境下の情報の円滑な流通を促進する社会的枠組みの検討がなされなければ有効に機能するものにはならない。この社会的枠組みの検討の中の法整備を行ううえで、東アジアにおける日本・中国・韓国の著作権管理制度の比較法研究は中心的な研究内容といえる。

日本、中国、韓国の著作権制度の構成の相互の関係は、日本著作権法と韓国著作権法は類似し、その両者と中国著作権法とは異なる。日本著作権制度は、ドイツ著作権制度を範とし、その後に欧米の法理を取り入れ咀嚼し、制度設計されているといえる。そして、韓国著作権制度は、日本著作権制度をハンブルで翻訳して制度設計しているとみなせる。ただし、わが国が著作者人格権と著作権と表記するのに対して、韓国では著作者人格権と著作財産権と表記する。ここには、英語表記において違いは生じないであろうが、漢字表記においては解釈に違いが生じよう。それは、著作という行為に対して、著作者から見るのか、著作物から見るのかというものである。一方、中国著作権制度は、欧米の著作権制度を比較考量して制度設計している点から、日本と韓国と異なる構成をもつことになろう。

ここに、日本、中国、韓国の著作権 (支分権) は表3のように分類できよう。ここで、中国著作権法の著作権の特

表3 著作権の支分権の対応

	日本	中国	韓国
著作物の複製に関する権利	複製権	複製権	複製権
著作物の送信に関する権利	上演権 演奏権 上映権 公衆送信権 (放送権, 有線放送権, 自動公衆送信権) 伝達権 口述権 展示権 頒布権 譲渡権 貸与権	発行権 貸与権 展示権 実演権 放映権 放送権 情報ネットワーク 伝達権 撮影製作権	公演権 放送権 展示権 配布権
著作物の派生に関する権利	二次的著作物の作成に関する権利 (翻訳権, 編曲権, 変形権, 翻案権) 二次的著作物の利用に関する権利	翻案権 翻訳権 編集権 著作権者が享受すべきその他の権利	二次的著作物等の作成権

色は、著作権の支分権に発行権を置いていることである (同法 10 条 1 項 6 号)。この発行権は、日本著作権法における著作権の支分権とは別に規定される出版権 (日本著作権法 79 条以下) と同じ性質を有する権利である。この差異は、中国著作権法が発行権との関係で出版を著作隣接権 (中国著作権法 29 条以下) で規定するのに対して、日本著作権法では出版権と著作隣接権との関連を有しないことに顕現する (図 1 参照)。なお、この関係に関して、韓国著作権法は、日本著作権法と同じような規定をもつといえる。

著作権 (公衆送信権)	著作隣接権
● 放送権	放送事業者の権利
● 有線放送権	有線放送事業者の権利
● 自動公衆送信権	(自動公衆送信事業者の権利)
● 出版権 (版面権)	(出版者の権利) (中国著作権法)
● 発行権	図書出版者の権利

図1 著作権の支分権 (公衆送信権) の著作隣接権との相互関係

4. 複製権 (著作物を有形的媒体へ複製する利用権) : 著作権と copyright との整合性

著作権がたとえ支分権ごとに別々に譲渡の対象になるとしても、著作物の送信・派生に関する伝達プロセスに対応して循環関係をもつ。すなわち、著作権の支分権の例示規定が著作物の複製を起点にして、この著作権の動的な関係は、遺伝型としての複製権が表現型としての著作権の支分権 (複製権を除く) に形を変えて相轉移している現象とみなせる。ここに、著作権の一つの体系の中で複製権 (著作物を有形的媒体へ複製する利用権) が起点になり、各支分権の背面で複製権と連結しているとみなせよう。これは、著作権と copyright との整合性を与える。また、ユビキタスネットワーク環境におけるコンテンツの伝達 (送信) において、複製の概念は、権利の行使の形態を表現する点で、特許発明の反復利用可能性と同一性を有し、知的財産の法理として適用できよう。ここに、著作権契約システムにおいて、その複雑性が簡素化される。それは、複製権

(reproduction right) で一元化できる。

5. まとめ

コンテンツの保護法制は、主として著作権法による。ところが、そのとらえ方は、コンテンツの創作者の保護から見るのか、創作物として見るのかで異なる。それらは、author's right アプローチおよび copyright アプローチとよばれるものであり、著作者人格権のとらえ方の差異になる。さらに、著作権と著作者人格権の関係は、一元論をとるのか二元論をとるのかで、異なる。

この日欧米の著作権の構図は、東アジアにおける日本・中国・韓国の法制度に見ることができる。さらに、この関係は、国際的な関係に留まらずに、わが国の著作権にかかわる著作権法、著作権等管理事業法、コンテンツ促進法 (コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律) に反映していよう。

ユビキタスネットワーク環境におけるコンテンツの流通・利用を考えたとき、そこには合理的な関係が見いだされる必要がある。その合理的な関係を見いだすことが、わが国の著作権の支分権の単純化を要請することになる。そして、その単純化が複製権を基点とする著作権の支分権の構造化になる。そして、その構造化による著作権の単純化は、copyright と整合性があり、電子的な複写に関するルールの整備になり、ユビキタスネットワーク環境のコンテンツの流通と利用を促進する法システム³⁾を方向づけることになろう。

謝辞: 本報告は、科学研究費補助金 基盤研究(C)(企画)「東アジアにおける著作権・知的財産権に関する法教育支援のための調査・研究」研究代表者: 児玉晴男 (平成 17 年度) による。

参考文献

- 1) 文化審議会著作権分科会: 文化審議会著作権分科会報告書, p.16 (2004) .
- 2) 児玉晴男: 著作権 (支分権) の単純化について, 企業法学会平成 16 年度秋期総会・研究発表会, (2004.10) .
- 3) 児玉晴男: ネットワークコンテンツの知的財産権管理のための法システム, 日本セキュリティ・マネジメント学会誌, 13 号, p.19-29 (2005) .

以上